

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

雲仙市は、国民健康保険に関する事務において、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長崎県雲仙市長

公表日

令和8年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>雲仙市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 <p>情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1.国民健康保険(税)システム2.国民健康保険(資格)システム3.国民健康保険(給付)システム4.収納消込/滞納管理システム5.団体内統合宛名システム6.中間サーバー7.次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。) <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項、別表24、44の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16、24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8条に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (2、3、6、13、42、48、55の2、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173、173の2の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(69の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(70の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(71の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域振興部 総合窓口課 財務部 税務課、収納推進課
②所属長の役職名	総合窓口課長 税務課長 収納推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	雲仙市役所 総務部 人事課 人事行政班 〒859-1107 住所:長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 電話:0957-47-7726
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	雲仙市役所 地域振興部 総合窓口課 保険年金班 雲仙市役所 財務部 税務課 国保市民税班 雲仙市役所 財務部 収納推進課 収納推進班 〒859-1107 住所:長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 電話:0957-47-7806(総合窓口課)、0957-47-7795(税務課)、0957-47-7804(収納推進課)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	転入者等による住基ネット照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限されており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	雲仙市情報セキュリティポリシー及び雲仙市特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、人的セキュリティ対策等を講じている。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月15日	I-4-②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(省略)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>省略</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条、第25条、第25の2条、第26条</p> <p>※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(69の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(70の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(71の項)</p>	事後	
令和8年1月15日	I-5-①部署	市民生活部 税務課、収納推進課	財務部 税務課、収納推進課	事後	
令和8年1月15日	I-8連絡先	市民生活部 税務課 国保市民税班、収納推進課 収納推進班	豊山市役所 財務部 税務課 国保市民税班 豊山市役所 財務部 収納推進課 収納推進班	事後	
令和8年1月15日	IVリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	